

令和5年9月11日

宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会総務財政委員会会議録

- 1 日 時 令和5年9月11日(月)
午前9時56分から午前11時51分まで
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 事 件 (1) 議案第74号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
(2) 報 告 公共施設等個別施設計画の進捗状況について
(3) 報 告 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について
(4) 報 告 宇部市史編さん委員会の開催状況について
(5) 議案第75号 宇部市総合支所設置条例中一部改正の件

4 出席委員(9名)

委員長	城 美 暁 君	副委員長	青 谷 和 彦 君
委員	唐 津 正 一 君	委員	河 崎 運 君
委員	甲 谷 理 温 君	委員	重 枝 尚 治 君
委員	時 田 洋 輔 君	委員	西 村 享 平 君
委員	松 岡 伸 一 君		

5 欠席委員(0名)

6 その他の出席者(0名)

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第74号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君
次 長	濱 原 貴 宏 君
次 長	岩 崎 勝 君
資産税課長	西 村 昌 隆 君
同償却資産係長	谷 田 真 生 君

産業経済部

部 長	濱 田 修 二 君
-----	-----------

次 長 林 孝 之 君
企業立地推進課長 藤 村 靖 君
同 副 課 長 喜志多 俊 通 君

(2) 報 告 公共施設等個別施設計画の進捗状況について

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君
次 長 濱 原 貴 宏 君
次 長 岩 崎 勝 君
財産管理課長 玉 泉 信 寛 君
同 副 課 長 大 石 宗 孝 君

(3) 報 告 宇部市地方創生推進協議会の開催状況について

総合政策部

部 長 古 林 学 君
次 長 中 村 淳 一 君
次 長 田 中 弓 子 君
政策企画副課長 正 司 優 子 君
同企画係長 久保田 準 一 君

(4) 報 告 宇部市史編さん委員会の開催状況について

総合政策部

部 長 古 林 学 君
次 長 中 村 淳 一 君
次 長 田 中 弓 子 君

教育委員会

学びの森くすのき・

地域文化交流課副課長 石 川 健 君

(5) 議案第75号 宇部市総合支所設置条例中一部改正の件

北部総合支所

支 所 長 宗 野 行 展 君
次 長 藤 原 克 規 君
北部地域振興課長 藤 井 幹 人 君
同 副 課 長 植 野 英 樹 君

8 事務局職員出席者

議事総務課長 吉 武 智 子 君

—— 午前9時56分開会 ——

委員長（城美 暁 君） 皆さんおはようございます。

早いですが、皆さんお集まりなので委員会を開催したいと思います。

ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それで、みなさんにお配りしている日程案の中で7番のその他ですね、こちらについては分科会の後に取り上げたいと思いますので、あらかじめ御了承ください。

はい、では御異議なしと認め、そのように進めたいと思います。

次に傍聴についてですが、現在傍聴はありません。傍聴の申込みがあった場合は随時許可をしてまいります。また、委員会の審査中であっても、入退室可能ということで御了承いただきたいと思います。

委員長（城美 暁 君） それではまず、議案第74号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 総務部です。おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは議案第74号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件について御説明いたします。

これは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものでございます。

詳細については、資産税課長に説明させますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 それでは議案の説明をいたします。

冒頭で部長のほうで、今回の議案の提案理由、これ省令の一部改正ということで御説明を申し上げましたが、まず、最初に法律のほうから御説明をしていこうと思います。法律については、御手元に配付しております資料、表題が太字で議案第74号となっていますが、よろしいでしょうか。それではこの資料に基づいて説明をしていきます。

まず議案第74号、法律名としては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強

化に関する法律ということで大変長い法律名となっています。そのため以下、略称として、地域未来投資促進法ということで、記載、御説明をしていこうと思います。

それでは見出しのところ、地域未来投資促進法の概要について、これは法律の目的を説明しているところがございます。この法律は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような地域経済牽引事業、この事業の促進を目的とした法律になっています。法律では、その促進のために、地域経済牽引事業を実施する事業者に対して、様々な支援措置が講じられているところがございます。

次に、事業者が支援を受けるまでの流れ、スキームについて御説明をします。表中の図と下の解説、これを御参照いただいたらと思います。まずは①と②、国と県の手続関係になりますけれども、具体的には、国が基本方針を策定して、国が策定をした、その基本方針に基づいて、県と市町が連携・協働して、基本計画を策定し、国と協議の上、同意を得るものになります。続いて③、今度は事業者と、県と国等行政官庁との手続について御説明をします。図では、③の（１）から（４）までになります。この③の（１）から（４）までの手続を踏まえることで、制度上の支援措置、これが受けられるものとなります。それではまず事業者と県の手続関係について御説明をします。③の（１）と③の（２）になります。事業者は、工場等の新設、あと増設などを行う場合に、県の基本計画に沿って、地域経済牽引事業計画、これを策定して県に申請をします。そして、県にこの計画が承認された場合については、支援措置を受けられるようになります。支援措置の内容としましては矢印でアンダーラインを引いてある、例えば、特別融資制度の利用、その他補助事業採択時の加点措置等の支援措置が受けられるようになります。さらに、この県の承認に加えて、国の先進性の確認、これ③の（３）と（４）になりますけれども、この先進性の確認を受けると1番下の矢印のところになりますけれども、今回、当条例で上程しています税の優遇措置、例えば固定資産税の課税免除だとか、国税の法人税の特例、あとは県税でいうと不動産取得税の課税免除等、こういった税制面での優遇措置が受けられるようになります。ポイントとしては、下の太字で書いておりますけれども、県の承認と国の確認、これを受けることで、事業者は、各種支援制度の活用が可能となる法律の制度というふうに理解をしていただけたらと思います。

次に、2ページ目になります。2ページ目につきましては、今回の条例を制定した提案理由を説明した箇所になります。

まず1番の制定要旨。今回議案の提案理由はとして大きく2つあります。まず（１）、冒頭でも申し上げましたが、省令の一部改正、これによるものになります。二重丸のところを見ていただければと思いますが、今回の省令改正では、課税免除等を実施した自治体に対しての減収補填措置の拡充、これが図られました。下の改正前と改正後の比較の表、こちらのほうでも、網掛けで示しているところになります。主な内容としましては、①、まず減収補填措置、これの適用期

限が延長されました。これまで、令和5年3月31日までであったものが、令和7年3月31日まで、2年間ほど適用期限が延長になりました。さらに②減収補填措置の適用対象が拡充されました。これについては表中の下から3番目のところになりますけれども、財政力指数要件、これの上げがされました。これまで0.67未満であったものが、0.80未満、ここまでは拡充されたものになります。ちなみに宇部市につきましては、0.7から0.71ということで、実はこれまで減収補填措置の対象外ということでありましたけれども、今回の改正によって、新たに本市が適用対象になったものであります。表中をちょっと見ていただきますと、対象事業、表の上のところになりますけれども、ただし、対象事業としては、特に高い付加価値（3億円以上）を創出するものが対象となります。

次、2つ目の提案理由になりますが、（2）になります。本市の産業振興上の必要性からによるものになります。このたびの課税免除等の支援措置、これを講じることで地域経済牽引事業の促進による本市の成長発展の基盤強化の加速化、これを図るためということで、主に2つ、提案理由がございます。参考に、県内他市の条例制定の状況を申し上げますと、13市中、制定済みの自治体が11市ございます。制定予定が、宇部市を含めて2市ということで、ほぼほぼ今年度中にはこの課税免除条例は、県内において全て制定される見込みとなっております。

2番目、主な内容になります。これちょっと抜粋で御説明をしていこうと思います。

議案の3ページ、ここからになりますけれども、まず主な内容の1つ目、（1）、これは課税免除の要件を定めたものでございます。該当箇所としては、第2条第1項及び同条第1項となっています。内容としては、事業者が地域経済牽引事業計画、これを策定して県の承認、そして国からの先進性の確認、これを受けた場合において、3年度間にわたって固定資産税の課税免除を受けることができる旨を規定をしております。

2つ目、（2）になりますけれども、これ該当箇所は第2条第3項、附則の第2条から第4条までとなっております。これ宇部市では、現在、同様の課税免除、不均一課税、そのほか規定をしておりますけれども、そういった条例、制度と、重複適用しないように、適用除外規定を整備しておるものでございます。

その下3番、施行期日でございますけれども、これは公布の日ということになっております。

説明としては以上になります。御審議よろしくお願いたします。

委員長（城美 暁 君） はい。以上で説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思いますが、皆さん、話す時にマイクを使っていると思いますが、このマイクに口をなるべく近づけて話していただかないと、この補聴援助システムに音声がかみませんので、申し訳ないのですが、次から皆さん気を付けていただきたいと思います。

それでは質疑はありませんか。

委員（時田 洋輔 君） ちょっと幾つかお伺いいたします。

まず、実際に宇部市の地域で事業者から事業計画は出ているのですか。

執行部 はい。出ています。

委員長（城美 暁 君） 手を挙げていただけますか。

執行部 今、県の承認として出ているのが、たしか1件ほどございます。

委員（時田 洋輔 君） 何件。

執行部 今、直近でいうと、1件です。

委員（時田 洋輔 君） 今そういう段階で資料の2ページの大きな1の（2）で、ちなみに地域経済牽引事業ですから、それなりの事業なのだと思いますけれども、その額とかその辺の規模というのは、ちょっと今、その1件については、どれぐらいの規模の事業なのでしょう。

執行部 計画自体は、ちょっと、非公表ということになっているのですけれども、計画の内容については、地域の産業、地域経済に波及効果があるものとして、例えば、売上額、これを上げていくとか、あとは地域の雇用、これを確保していくとか、あとは取引額を高めて新たな取引先との取引をしていくとかいった規模的なものは、ちょっと今手元にはございませんけれども、国の確認を受ける際に、あと県の承認を受ける際に、付加価値4,000万円以上というのがございますので、今日それはクリアされている事業ベースというふうに考えていただけたらと。付加価値が4,000万円以上ですね。

委員（時田 洋輔 君） 1つ提案理由の中で大きな、2ページの大きな1の（1）のところで、特に高い付加価値3億円以上を創出する事業、かつ、財政力指数がというのがあって、宇部にも補填として4分の1入ってくるとおっしゃいました。3億円以上ということですか、それ、事業が。プラス、今後、絡んでですけども、（2）のほうで、その促進によって本市の成長発展の基盤強化の加速化と言いますけれども、どんなイメージをされているのかというの、その加速化。それによって、この条例を制定してどういう効果が生まれてくるのかというのを明確にちょっと、国が決めたからというだけではちょっと理解できないのですけれども。

あってもなくてもいいもの、条例をつくってわざわざ制限する必要もないと思いますし、その辺の一連のイメージも、今回の1件も含めてですけども、お伺いいたします。

委員長（城美 暁 君） 総務部で大丈夫ですか。

執行部 この事業者が定める地域経済牽引事業なのですから、これ特に特定の事業者にメリットがあるものというものではなくて、あくまでも、この計画を定めることで、宇部市の地域経済、地域産業への波及効果を定めるものになっています。

内容としては、具体的な大きな数字があれば分かりやすいのでしょうかけれども、計画の中身でいうと、例えば、この事業に取り組むことで、雇用、今まで何人だったものを何人増やしていく。処遇改善で待遇をここまで増やしていくとか、地域経済への波及効果を定めた計画になっています。あくまでも今回の課税免除というのは、そういった波及効果、そのための支援措置の1つと

いうことで御理解いただけたらと思います。

委員（時田 洋輔 君） ちょっと質疑とかみ合っていない気がしますけれども、取りあえず置いておいて、あと、大きな2ページの1の（1）の、また補填率のところですが、これは減免しますよね、固定資産税を減免して、これは何でしたか。地方交付税の75%対象になるのですか。

執行部 この減収となった額の4分の1が地方交付税として補填される対象に。

委員（時田 洋輔 君） 普通、税が入らなかったら4分の3、地方交付税で入るのですけれども、これをやることによって損するということですね。4分の1しか入ってこないということで、確認です。

執行部 課税免除という側面だけで見ると、確かに税収が落ちるのだけれども、やはりさっき言った地域経済牽引事業、これに着目をしていただくとそれを上回るぐらいの波及効果、これを目指すというものになっているので、そういったための支援措置ということで御理解いただけたらと思います。

委員（時田 洋輔 君） 目指すは国か何かかもしれないけれども、宇部市としてだからこれをやって、4分の3を捨てて4分の1を取ってそれ以上のだから4分、いや、もしあれだったら、さらに固定資産税とか増えていって、今までの1ではなく1.1になったりとか、もっと言うならば、不交付団体になるかもということまで出てくるのですけれども、そこは捨てて、この条例を制定して4分の1の補填をとっていくというそれを上回る計画というか、今、波及効果とおっしゃいましたけれども、そこまできちっと見据えてされている条例を提案されているのですか。

執行部 今言われましたその損する制度をとってというような感じで、ちょっと御説明があったと思うのですけれども、これは、このたびの税制改正によって、新たに、今まで対象ではなかったところ、今まで対象だったところは、先ほど委員が言われたように、4分の3の補填があるものです。表にも書いてありますように、ただ、このたびは財政力指数を拡大して4分の1……

委員（時田 洋輔 君） いやいや質疑が違います。そんな話をしているのではないです。

委員長、いいですか。

委員長（城美 暁 君） どうぞ。

委員（時田 洋輔 君） 留保財源の話をしているのです。100円税金入ってくるのが入ってこなくなったら、地方交付税としてその4分の3、75%、75円入ってくるでしょという。75円入ってくるものを、そもそも捨てて4分の1しか入ってこない、100円中の25円か、50円損していますよと。この50円以上を取り戻せるという計画というか、見通しがあってこれを制定しているのですか。そもそもゼロだから、減免しなければいいのですよ、減免しなければ75%入ってくるのですから、75ではなく、100入ってくるわけですから、100円。1

00円入ってこないことによって75円になって、それすら捨てて25円でいいですよという、ただ、25円。だから本当は100円とるので75円以上、経済波及効果がないと、そこまであれするのですよという提案なのですよ、今。そうなのですねとお伺いしているのです。

委員長（城美 暁 君） 答弁できますか。

執行部 今、時田委員もおっしゃいました税の未収分ですが、4分の3の交付税措置があるというのは、税の減免とかですか。

委員（時田 洋輔 君） 恐らく減免すると市の勝手に減免するので、4分の3の入ってないと、交付税措置されないと思うのですよね。いや普通は、だから、100円税金取ったら100円そのままもらえますけれども、100円何かの理由で入らなくなったら、75%は地方交付税で入ってきますよね。単純な計算で。

執行部 そういうことですか。

委員（時田 洋輔 君） はい。で、今回は減免するから75%すら、きっと、ゼロにしたらですね、減免したらゼロになって75%すらもらえない。

で、これを、今回の条例にしてちゃんと事業計画とかあれると、4分の1、25%は補填されるということはそもそも免除しなければ、100%、100円入ってくるわけなのですよね。免除したことによってゼロになってしまう。その補填をたった25円求める。ただこの条例で、そこ、免除して、どうこうして4分の1欲しいということは、免除しなければもらえる100円を捨てて25円をもらう。残り75円は、この条例制定とかで有利にしてもらってその牽引事業、誘致とかやってもらうことによって75円以上のものが生まれてくるという、そういう計算でないこれは成り立たない条例ですね、という話をしているのです。損してまでやることですかと。

執行部 これは地方税法に基づくものではなくて、他法の制度に基づくものなので、時田委員が言われるような、対象にはそもそもならないものなのですよね、これ自体は。既存の地方交付税の対象にはならない。

けれども、今回、条例制定をして、課税免除を定めることで初めて、これが措置されるという。

委員（時田 洋輔 君） いやいや違う。話がかみ合わない。

2個ずつ、ではもう1個丁寧に行きます。減免すること、一つずつ丁寧にお伺いしますね。

100円、本当は税金が入ります。入らなくなった場合に、地方交付税ではどれぐらい、計算上、補填されますか、地方交付税として。

いや75%でしょう、75%。はい。75%なのですが、共通の認識だと思います。

今回は100円税金がもともと入ってきます。このまま減免しなければ、ということですよ。減免しなければ入ってきます。でも、減免することによって、こういう事業を進めてもらいたい。さらに成長発展して、宇部市でもいろいろな効果が出てくる。では、100円を捨てます。でも捨ててしまいましたが、今回の条例を出すと、25円は補助としてもらえますよという話で

すよね。ただ捨てなければ100円入るのですよという、75円損していますね。

委員長（城美 暁 君） 時田委員、そこで1回切りましょうか。

75円損していますねという話が正しいかどうか。

執行部 これが、これ自体は、減免、地方交付税対象外、75%の対象外。

委員（時田 洋輔 君） いやいや、違う、一般的に。そこはもう、ずれています。

一般的に減免しなければ固定資産税でもらえるのでしょ、これ。これというかこの会社が事業、どこかで建物を建てて何かするのに、固定資産税は入ってくるのでしょ。それを減免しようと言っているのでしょうか、今。この条例というか、法か分からないですけども。そこの多分ずれがあるという。そうではないという話ですか——合っていますね。そういうことですね。では、そういうことです。

それを建物があって、土地とかもあって、そして機械もあって、その機械が動くのか分からないけれども、固定資産税が入ってきますと。それを減免したいけれども、という。

減免しなければ100円入ってきます。免除したらゼロ円になります。そこは今、共通認識でした。ゼロ円にしました。普通なら、いろいろな建物がなくなったりして固定資産税とかが入ってこなくて、100円が取れなくなったとしても75円は地方交付税で、補填というか交付税措置というか、入ってきますよね。そこの2点目の確認です。

税金が入ってこなくなったら75%、地方交付税で、いわゆる税金100円入ってきたら25%は留保財源というものですけれども、ですよ。

執行部 まずこの減免をすることで、ずっとこれが課税免除になるというわけではございません。あくまで3年間です。先ほど課長のほうが説明いたしましたけれども、そもそもこの事業計画をやることによって、5年間で付加価値増加分、これが4,000万円を上回るというのが条件です。

この高い付加価値、この付加価値というのは何かというと、いわゆる営業利益と、それから給与の総額、それから租税公課。税金と、それから職員の給与、企業の利益、そういったものが高い付加価値、要は増えるという前提でこの計画が認められております。

本市の場合、先ほどこの説明もありましたけれども、特に高い付加価値、いわゆる先ほど申しました、利益、それから給与、租税公課が3億円以上というものが対象になっております。あくまで、そういったもの、そういった投資を誘引するための制度でございます。

これがもしなければ、その企業の方がこういった高い付加価値の高いような事業に投資をされるかどうかあるいは、宇部市とそういった税制を持っているところとどちらでそういう投資をしようかという判断をされるときに、やはりこれは宇部市としてはあったほうが、未来の市内の利益につながるというふうに考えていて、このたびのこの提案をしたものでございます。

以上でございます。

委員（時田 洋輔 君） 明確にお答えされないのでもういいですけども。減額するのは勝手なのですよ。この条例を定めようが定めまいが、勝手なのですよ。でしょ、減額するのは、免除減額するのは。それは成り立たないです、今おっしゃっているのは。

でももう繰り返しになるのでいいです。

以上、ちゃんと明確に答弁できないということを確認して質疑を終わります。

委員長（城美 暁 君） はい。執行部。よろしいですか。答弁したいのであれば。

はい。部長どうぞ。

執行部 はい。今、時田委員の御質問にお答えするものではありませんが、本市の制度をちょっと、御理解いただく上で、御説明させていただけたらと思います。

本市では既に、予算とも、制度等も御承認いただいています設置奨励金の制度がございます。設置奨励金というのは、事業者が事業所の操業を開始した日以降3年間において固定資産税の相当額を免除するものでございます。

既に宇部市としてはそういう制度を設けて、企業誘致の優位性を保って、企業に向けて、誘致のアプローチをしているところでございますが、これに関して言うと、今、このたびの税の免除と、かかっている費用としては同じでございます。

ですから、宇部市としては先ほど13市中11市はもう既にこういう制度を設けているよと言って、遅く、後発ではございますけれども、これによって宇部市として宇部市の企業が損をしたものはございません。

ただ、補助金の場合は、1回税金を払ってもらって、後で相当額の補助金を支払うというものでございますけれども、このたびの制度は、税金自体を減額免除するということですので、最初の資金繰りから、企業にとっては有利なものだとかこちらのほうとしては考えておりますので、企業誘致に、他市に遅れることなく、優位性を保ったまま進める上では今回の条例は必要なものだと考えて、既に、同様の額を補填する制度はありますけれども、改めて、この税の制度を、上程したものでございます。ちょっと補足説明という形で説明させていただきました。

以上です。

委員（西村 享平 君） はい。ちょっと聞き逃した部分があるのかなとは思ったので。

説明していたら申し訳ないのですけれども、先ほど時田議員が何か、その申請1社、1社でよかったですね。

執行部 1社でございます。

委員（西村 享平 君） 1社は新規という認識でよかったですか。それとも、今事業されていて、そういう何かいろいろなことを使って新たにこの条例に塗り替えるという、それとも新規で来られる、どちらになりますか。

執行部 新規の事業者ではございません。新たに例えば誘致の関係でこちらにいらっやって、

宇部市で事業開始するというような事業者ではございません。現状、もう既に、宇部市のほうで企業活動されている企業が、この今回の県の承認を受けられたということでございます。その企業が1社ということでございます。

以上です。

委員（西村 享平 君） はい。ありがとうございます。

今新たに新規ではないということなのですけれども、ということは、誘致目的のためとさっきこうおっしゃっていたとは思いますが、それ以外でも使える。今、例えば、ずっと事業されていて、こういう——すみません、何ですかね、成長発展の基盤強化に関するところで何かこう、審査というかその対象に入っていれば、どなたの企業でも、今事業している方が、できるということでもいいのですか。

執行部 県への計画承認、申請承認とか、国への確認等については、これは基本的には事業計画、牽引事業計画、これに沿って、定められる事業者であれば、特に制限はない、こういった事業者でも対象になっています。

委員（西村 享平 君） ありがとうございます。

この条例に、この地域未来投資の概要、概要ですかね、今、1社というのですけれども、ほかの、これを導入の予定とか、申請の予定をされているという、今のところ何社ぐらい検討されているとかという情報は持ってらっしゃらないのですか。

執行部 企業立地推進課です。

まず、新規の1件は県から情報は頂いておりますが、この計画をしておられる企業の話については今のところ把握しておりません。

以上です。

委員（重枝 尚治 君） はい。再確認のような形になりますけれども、さっき時田委員からの話があって、交付税の減収措置は、従来からあって、こういう言い方はいいか分かりませんが、時田委員が言われていたのはもともとある制度の話。大きな減収があったり、何か大きな災害があったりとか、そういうときに、4分の3補助があるというような話。

今回この条例の分は、本来なら3年間固定資産税を免除するので、その分マイナス。ただ、将来的に、高い付加価値、市長がよく言う成長産業の誘致につながるという話なのです。

で、3年間は減収になるけれども、そのあとその回収ができる。

そういう高い付加価値を持っているわけですから、かなり地域に新しく成長する産業をやるわけですから、先ほどから言われるように雇用とか、逆に会社も大きくなってくれば今度は税金が、その分入ってくるわけですから、それはそれで理解できるのですけれども、交付税の話は、本来こういうものをやれば、固定資産税減免となるのですけれども、さっき言われた宇部市が、財政力指数が0.7から0.71、本来であれば、その補填はなかったのですけれども、財政力指数

要件の部分で、0.67から0.80未満にすることによって、少しですけれども4分の1は、国の補填があるよという理解でよろしいのですか。

執行部 はい。お答えします。

重枝委員、おっしゃったとおりなのですが、ただ、その表の右の上に記載がございますけれども、特に高い付加価値、これが3億円以上という、その要件が出たときに初めてその4分の1の普通交付税の措置が行われるというものでございます。

先ほど答弁いたしました1社についてはまた計画が詳細に私も把握出来ておりませんが、この1社の減免は行いますが、その1社のほうが、このいわゆる付加価値が3億円以上の計画を出されているかどうか、これで、交付税が出るかどうか、正直そこで決まるということになります。そこ、申し訳ありませんが、今、把握ができておりません。

以上でございます。

委員（重枝 尚治 君） はい。分かりました。

さっき話があったように今、もともとある既存の会社がこれにのっかって、そうやって新しい成長産業、付加価値のあるものをやろうとする動きがあると。それはいいことなのですが、これはこういう制度ができて初めて、その事業者なんかはこういう制度ができたのだったら自分たちもやってみようかというのを期待しているのか。実際に、国のほうからおりてきた話ですから、既にそういった情報を得て、準備をされている方もあるのか。

ただ、あくまでもこれ、条例ができないと実際に動き出しはできないので、その辺の兼ね合いはどうなのですか。企業さんの動きというのは。

執行部 はい。お答えします。

先ほど、この条例の制定、県内の状況につきましては既に11市が制定しておるところがございまして、これと同じような先ほど産業経済部長のほうの答弁もございましたけれども、同じ補助金制度を持っております。

ただ、この補助金制度というのは、例えば固定資産税でございますので、一旦企業側が払ったものを、補助するということになりますので、企業側からすると一旦その固定資産税分のお金を当然準備しないといけないということになりますので、今回の条例のほうになりますと課税自体を免除しますので、そこで資金繰りの面で非常に有利になってくるというところがありますので、このあたりが、企業誘致をする場合におきまして、県内他市にこういうのが整備されているということになりますと、やはり少し、企業側のほうに誘致に対して、宇部市側のほうとして少し条件的によくはない、不利だなというところがございますので、直接的な企業誘致につながるかどうか分かりませんが、やはり県内他市と同じ、そういった企業誘致に対する税制措置をやっていることを市として出していくべきであろうというところでございます。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） はい。他にありますか。よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

委員（時田 洋輔 君） 反対の立場で討論します。

まず、そもそも国が地域の中核企業を指定して地域経済牽引事業として予算、税制、金融、規制緩和など集中的に支援していくとする地域未来投資促進法が制定されました。

今の答弁でも宇部市では1社が、それによって牽引事業の事業計画がなされているということですが、この事業者には集中的に今言いましたような特別の支援が行われます。具体的には言いませんが。

いずれにしろこの制度は圧倒的多数の地域中小企業や小規模事業者、宇部市を支えているようなそういう事業者を蚊帳の外において、一握りのいわゆる稼ぐ力のある中核企業のみの特権的な支援をする制度であって、地域の均衡ある発展やこれまで大切にしてきた産業集積の重要性も投げ捨てられ、新たな格差を生み出す可能性があります。

それを促進するような本条例案については、賛成することができないということで、皆様の反対への賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

委員長（城美 暁 君） はい。他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第74号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

はい、賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次は、報告事項になります。

皆さんにあとで御説明しますが、総務部さんから報告事項幾つかありますが、今回の総務財政委員会の視察に関係する部分ですので、よく説明等聞いていただけるといいかなと思います。

執行部、よろしいですか、準備は。

執行部 はい。よろしいです。

委員長（城美 暁 君） はい。では次ですが、公共施設等個別施設計画の進捗状況について

て報告したいとの申出がありましたので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、この場をお借りしまして報告事項を報告させていただきます。

報告事項といたしましては、公共施設等個別施設計画の進捗状況についての御報告でございます。

公共施設等個別施設計画については、令和3年の3月に策定しました。令和4年度までの進捗状況、それから令和5年度以降の各施設の見通し等について報告させていただくものでございます。

詳細については、財産管理課長に報告させます。

よろしく願いいたします。

執行部 それでは、公共施設等個別施設計画の進捗状況について説明いたします。

宇部市公共施設等個別施設計画は、施設の状況や利用状況等を整理し、現状維持、更新等の対策の優先順位の考え方を示した上で、対策の内容や実施時期など、具体的な方向性を示した計画でありまして、計画期間は令和2年度から令和11年度の10年間の計画になります。

また、当初計画は上位計画である公共施設等総合管理計画に定める箱物施設のうち、宇部市公営住宅長寿命化計画及び学校施設長寿命化計画に定める施設を除いた131施設が対象となります。また200平米未満の小さな施設は対象外となっております。

このたび、当該計画の進捗状況を整理しましたので報告いたします。

では資料1を御覧ください。上の表1は、個別施設計画策定時において各施設を更新、改修、解体、売却、貸付、現状維持、検討中の7つの区分に分けて件数を表示したものです。特に、事業着手等を伴う方針、改修、解体、売却、貸付については、実施予定の年度ごとに表示しています。

次に、下の表2を御覧ください。表2は現在の状況であります。令和4年度の欄までは、事業着手等の実績の数値、令和5年度は予算案への数値、令和6年度以降は、今後の予定の数値となっております。

ここで、個別施設計画の進捗状況について説明します。表1と表2について、事業着手等を伴う更新、改修、解体、売却、貸付の合計の累計を比較することで、現在の進捗状況を確認します。

まず令和4年度についてですが、表1の当初の累計は29となっております。一方で、表2の累計のほうは19となっております。このことから、差異は10ありまして、令和4年度については計画から遅れていることが分かります。一方で、令和5年度では、表1の当初の累計が35なのに対し、表2の令和5年度予算反映分の累計は33となっております。このことから、差異は2となっております。令和4年度から大きく改善していることが分かります。これは、令和5年度は、土地開発基金の財源等を基に新しく設置された公共施設等保全管理基金の財源を積極

的に活用し、公共施設の更新、改修等を進めたためであります。

続きまして、当初の計画から現時点までの間に施設の方向性が変わった事業について説明します。表3を御覧ください。表1の一番右の数値と表2の一番右の数値を提示しています。表1ですと、当初、更新10、改修38、解体8、売却15、貸付は1、これが現時点においては方向性が変わったものもありまして、更新10、改修41、解体8、売却15、貸付1となっております。この当初と現在について区別分に比較すると、改修施設が3施設、検討中が1施設増加し、現状維持が4施設減少しています。方向性が変更された施設の具体的な内容としましては、旧診療報酬明細書保管事務処理施設が解体から改修に、西岐波、上宇部、黒石の各学童クラブ室や、図書館が現状維持から改修に、中央卸売市場、地方卸市場が改修から検討に、旧山口井筒屋宇部店が検討から解体に変更になっています。施設の方向性の変更については、今後も、担当課と情報連携を密にしながら進めていきたいと考えています。

続きまして2の資料ですが、この表は個別施設計画の全対象施設、131施設の進捗状況を示しています。これは、各担当課へ照会したものを一覧表としたものです。この照会結果の内容を集約したものが、先ほどの資料の1になります。

本計画は10年間にわたる計画となっており、施設の内容によっては、期間内において事情が早まったり、また遅くなったりすることはあります。ただ、基本的にはこの計画期間内でしっかりやっていく方針で進めていきたいというふうには考えています。また、財政課とも連携を密にとっておりまして、各施設の将来の負担を軽減させるとともに、平準化を図るため、限られた行政資源で最大限の効果を発揮できるように努めているところでございます。

報告については以上です。

委員長（城美 暁 君） はい。以上で報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について、質疑等ありませんか。

委員（重枝 尚治 君） ちょっと確認です。

表の3ですね。

委員長（城美 暁 君） 資料1のほうですか。

委員（重枝 尚治 君） そうです。資料1の、ごめんなさい、資料1の表の3。真ん中あたりに増減理由で、黒字の増と、赤字の減がありますよね。この増減の意味合いは。

執行部 減は、方向性が変わりました、もともと改修であったのですがけれども、新たに当該施設の更新・改修・廃止を含めて、今後の方向性について改めて再検討するというふうな回答が担当課から出ましたので、今、修正して減というふうになっております。

委員（重枝 尚治 君） いやいや、ね。だから1番……

委員長（城美 暁 君） 答弁してくれるそうです。

執行部 補足します。左に、表の3でいきますと、上に改修等着手とございます。

これに対してどうなったかというのを、増と減という形で表現しております。例えば一番上は、もともと一番上に旧診療報酬の施設がありますが、もともと解体だったものが、改修となりました。

なので、一番左、改修等着手のところを見ると、解体から改修で増という表現しております。一方で下のほうの中央卸売市場、減という赤で表現しておりますが、もともと改修から検討ですので、この改修等着手のところだけで見ると減というふうに。

なので、この表現でいきますと、プラス38から41になっておるのですが、プラス3というのは、増が、増要素が5つ、減要素が2つで、プラスの3というふうに表現しております。

以上でございます。

委員（重枝 尚治 君） はい、増要素、減要素ね。だから総量の話ね。公共施設の総量の話の増か減かという話ね。

執行部 はい。申し訳ございません。

改修が38の予定が現在41になっていると。3つ改修が増えたということでございます。これ、当初の改修予定でなかったものが改修予定になったという施設が5つあると。それから、当初改修予定だったけれども、検討に変わったという施設が2つあると。その関係で、5増2減で3つ増えたということで、全体が増えたというよりも、方向性が変わっていったと。改修するというのが、当初は38の施設があったのですけれども、現状は41になっていますという数字でございます。

以上でございます。

委員（西村 享平 君） はい。すみません。

資料1と資料2。ちょっと関連して、質問があるのですけれども。

これ、資料が、たぶん10年スパンみたいな感じになっていると思うのですけれども、これにまずちょっと一つ理由とかあるのですかね。10年とか、2から11、今、令和5年ですか。

執行部 はい。お答えします。

計画期間でございますが、この計画期間が、令和2年から令和11年までの10年間でございますので、その10年間の報告をこのたびしたものでございます。

以上でございます。

委員（西村 享平 君） この令和2年より前のことの状況が、僕はちょっと分からないのですけれども、こういう資料を初めて見るというわけではないのです。10年間のスパンの中で、結構そのリスクスケジュールというか、現状維持のものが、例えば、改修になったりとか、これ、いろいろなことがあるのですけれども、現状維持というふうに当初のアセスメントでは書いてあったのですけれども、それが改修に至ったとかというそういう何か、何ていうか、臨機応変な、そういう変更というのは、しょっちゅうあるようなものなのですか。災害とかいろいろあると思う

のですけれども、原因とかは、はい。

委員長（城美 暁 君） 質問の意味が分かりましたか。答弁できますか。

執行部 計画ではそのとおり、今の計画どおり進めていきたいところではありますけれども、コストの面でありますとか、民間との折衝の部分でありますとか、増減をやはりしてくるものなので、そのとおりにはならないと思っております、期間内では、なるべくしっかりこの間の中でやっていく。そういう方向性で進めていきたいというふうに考えているところなのですけれども。

執行部 はい。すみません。補足させていただきます。

まず個別施設計画、今回これ10年ぐらいのスパンでという議員の御質問がございまして、公共施設全般を考えると、やはりある程度中長期的なビジョンが要るところで。なぜかと申しますと、やはりこれには、計画的な市財政の投入というのは当然出てまいりますので、そこで、財政の中期財政見通しとか、その中で一緒に考えていくべきものであるというところでやはり10年スパンぐらいで、将来展望を出していくべきものであろうということで10年という期間にしております。

で、実際に個別施設計画をし、管理していく上でやはり、いろいろ例えば青少年会館のように、建物の老朽化とか急に、ということで、前倒しで解体するというような施設もございまして、それと、この令和5年度からこの公共施設に関する基金をつくらせていただきまして、これで、ある程度今からは、安定的な、計画的な、公共施設のマネジメントができるのではないかと考えておりますけれども、やはり1つ、予算確保という観点のところから少し、計画が令和2年、3年遅れてきたと。

これはどうしても予算の編成上、やむなく、先送りになったというようなものがあります。これではいけないということで、今年度から基金をつくらせていただきまして、ある程度固定的に係る経費についてはきちんと基金のほうにも積立てていって、できる限り計画的に、公共施設の改修とか、あるいは改築とかこういうものも取り組んでいこうというような形をとっております。

ただ、しかしながらそのいろいろな各課の状況の中で、方針がやはり少し変わってくるというものも、これ避けられませんので、これは、議会のほうでも御指摘いただきましたこの公共施設管理の個別施設計画はどういう進捗になっているのか分からないという御意見をいただきましたので、このたび報告させていただくという形をとらせていただいております。

また、おおむね3年ぐらいのスパンで改めてもう1回、この計画はどういう進捗になっているのかというところは報告をさせていただき、必要があれば、その都度させていただこうと思っておりますけれども、基本的には3年スパンぐらいが1つかなと思っておりますので、今回、令和4年、5年。すみません、令和2年に策定し、令和2年、3年、4年、その結果を今回、改めてもう1回、機会があれば、次の3年ぐらいのときに、改めてどういう結果になったかというところはき

ちんと公表させていただければと考えております。

以上でございます。

委員（時田 洋輔 君） 1点確認なのですが、そもそも個別施設計画の、公共施設の計画ありますよね。

そういうのを踏まえて、今、長期計画だったり、その財政負担を軽減したり、平準化することもこの計画によって必要だということですが、個別な事情が出てきて個別にこういう施設のこれを見直すと言ってしまうと全体の平準化とか、財政負担の軽減とかというのが偏ってしまう可能性もあるのではないかなと思いますけれども、この今の見直しというか、状況に応じていろいろさわっているのは、その基本は崩さずにきちんとできていますか。

どこかにぱっと一気に改修が入ってしまっただけで平準化が崩れたとか、財政負担軽減できなかったとか、そういう、もともと根本的なところは忘れずに、きちっとされていますか、確認です。

執行部 はい。お答えします。

今、時田委員の御質問でございます。確かに今回お示しいたしましたとおり、個別の施設によって、当初の計画と変わっているところがございます。

で、この辺りを本当に均衡化、平準化してやっていくというのは、ちょっとまだそこまでの調整がきちっとできておりませんが、財源のほうに関しましては、後ほど9月の補正予算のほうで説明させていただきますけれども、毎年7億円程度の基金を積立てていくということで、財源のほうはまず先行してきちんと確保していくと。

その中で、例えば、均衡、その改修とかいろいろなものについて均衡を図っていく観点で少し、逆に前倒しにしてやっていくというのも出てくるかもしれません。御指摘のとおり、全ての変更になった分の平準化の計画までできているかということそこはできておりませんので、今後は財政当局としっかり協議しながらですね、その辺の平準化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員（河崎 運 君） はい。私、一番注目しているのは売却なのですが、全体でこれ10年間で15件ほど売却予定、計画があった中で、令和5年度、1件ほど売却完了予定というふうにあるわけですが、これは実際にもう売れているのですか、それとも、今から売れるのですか。

委員長（城美 暁 君） はい。分かりますか。

委員（時田 洋輔 君） 具体的にどれですか。

委員（河崎 運 君） どれか分からないから。資料1の表2で。表1と表2を比べて、今。

委員長（城美 暁 君） 令和5年度の1は。

はい、分かりますか。お願いします。

令和4年度の中の売却で今、2つほど上がっているかと思いますが、

執行部 令和4年度の、資料1の計画の中での売却ですかね。

委員（河崎 運 君） 令和5年度に完了1となっているのが、実際にもう売れているのか、今から売る予定なのか。

委員長（城美 暁 君） 表2の令和5年度の進捗状況の表の売却のところに1と入っているので、それは何かと。どういう趣旨なのかと。

執行部 令和4年度において売却は計画としては旧食肉センターと旧際波教職員住宅を上げていて、令和5年度において、旧食肉センターについてはサウンディング等も実際行おうというところで、事業が実際進んでいる。

まだ、もちろん相手方ははっきりしていないところですが、サウンディング調査等して売却に向けて進んでいるということ。

委員（河崎 運 君） 食肉センターが今年度中に売れそうだとということでの予定ということですか。

執行部 それに対する取組を進めている、直接的に進めているということで、こちら1というふうに上げさせていただいております。

委員（河崎 運 君） 今回、私、個別施設計画について委員長に提案した理由、この売却がいかにスムーズに進むかというところが一番の私の思いだったのです。

もう1つは、これとは別に、今回上がってはいないようですが、市の橋梁、これの補修がどれだけきちっと進んでいくかというその2つが一番の私のチェックポイントだったのですが、委員長、今日は橋梁とかの土木系は、資料はないですね。

委員長（城美 暁 君） ないです。

委員（河崎 運 君） だからこの今後、この表2の売却が予定どおり令和6年、令和7年、あるいは令和10年、令和11年、9件もあるけれども、これが本当に進むようにしてほしいなという思いでの、今回のこの問いかけだったのです。

執行部 河崎委員の御指摘のとおり売却につきましては非常に正直申し上げて、今、かなり苦戦をしております。なかなか公募をかけた、公表したりとかいろいろつくってやっておりますけれども、なかなか思いどおりにいってないというのが現状でございます。しっかり、不用財産と申しますか、こういうところをしっかりと売却していくというのも、自主財源の確保という観点から、当然必要でございますので、ここをしっかりと頑張りたいと思っております。

以上でございます。

委員（河崎 運 君） どうやったら売れるかというところを聞きに浜松に行こうと思っておりますので、みんなでいろいろ聞いて、帰ったらアドバイスできればいいなと思っております。

委員長（城美 暁 君） 今御指摘があったとおりですね、うまくいっていないところについてはまた改めて報告いただけるということだったので詳しく、その際にはお話しいただけたら

なというふうに思います。

委員（甲谷 理温 君） はい。すみません。

資料1の表1、2でも、もう既に変更されていますが、売却2の予定が今年度1になったりとか、また今後も長年計画されているのですけれども、結構毎年随時更新という形で進められるのですよね。予定はあくまでも予定表なので、それに沿って、売却なり解体なりが進まなかったら、年度、年度できちっと更新されると考えておいて、よろしいですかね。将来展望として。

委員長（城美 暁 君） 甲谷委員、今の話は資料が更新されるという意味。

委員（甲谷 理温 君） 資料、はい。

執行部 そうですね、私ども先ほど御説明させていただきましたけれども、3年スパンぐらいの公表というふうに考えておりましたが、議会の皆様方のほうから毎年ということであれば、毎年公表するというのも可能であろうと思っております。

今、3年と申しますのが、令和2年から、この個別施設計画を策定いたしましたから、令和2年、3年、4年の結果を、今ちよっと御報告させていただいたという形で、あらかじめ3年ぐらいが1つの節目ではないかというふうに、これは執行部の意見でございますけれども、毎年、この時期に必要ということであれば、こういった資料の更新を含めて御説明させていただくのはできると思います。

以上でございます。

委員（甲谷 理温 君） はい。この場で必要と言っていいですかね。

委員長（城美 暁 君） 今のところについてもですね、浜松に行きますので。確認をしたいと。

執行部 今後の御検討で。

委員（河崎 運 君） 先ほどの食肉センターの件、話せるのかどうか分かりませんが、ジビエか何かですかね、対象は。

委員長（城美 暁 君） もう一度委員お願いします。

委員（河崎 運 君） 食肉センターの売却予定先というのはジビエの解体か何かに使うということですか。

委員長（城美 暁 君） 答弁できますか。はい。

執行部 今先ほど申しあげましたサウンディング、民間企業様を含め、いろいろ意見を聴きながら、どのような形で手放していくのがいいかというのを検討しています。その中でももちろんジビエもあるかもしれませんが、公園になるかもしれません。

ということで、全く、いろいろな、何といいますか、どのようなことが一番いいのかということも含めてですね、今ゼロベースで今後の方向性を、県と民間企業様のほうから意見をちょうだいできればというふうに動いているところでございます。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） はい。ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、公共施設等個別施設計画の進捗状況について報告を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

委員長（城美 暁 君） 次に、宇部市地方創生推進協議会の開催状況について報告したいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部 はい。それでは政策企画課のほうから地方創生推進協議会の開催状況ということで報告をさせていただきます。お手元のほうに資料もあると思いますけれども、令和5年7月13日に、宇部市の総合福祉会館のほうで実施しております。その中で、2つ議題を話し合ったわけですが、まず1点目につきましては、今お手元のA3のほうの……

委員長（城美 暁 君） マイクを近づけてくれませんか。

執行部 はい。大丈夫ですか。

委員長（城美 暁 君） はい。大丈夫です。

執行部 A3のこういった資料、星がついた2枚ものの資料があらうかと思っておりますので、こちらのほうをちょっと眺めていただきながらということになるかと思いますが、まずは令和4年。

委員（甲谷 理温 君） すみません。資料番号で、資料のタイトルを述べていただくと非常に分かりやすいと思うので。

執行部 資料には番号がついてないと思うのですが、「第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」令和4年度進捗状況。よろしいでしょうか。

委員長（城美 暁 君） タブレットだと、紙のサイズは分からないのです。

執行部 はい。申し訳ありません。

委員長（城美 暁 君） A3、A4と言われましても分からないので、タイトルを言っていたら。

甲谷委員、ありがとうございます。

では、続きをお願いします。

執行部 はい。ということで、令和4年度ですね、戦略のほうに定めてあるKGI、KPI、これの実績状況というのを示した一覧になっております。

もう既に御承知だと思いますけれども、KGIについてはですね、目標達成指標ということで9指標あります。資料のほうではですね、多分、セルに色がちょっと付けてあるような形でお示しをしております。一番最初の合計特殊出生率から順番に9項目あるというような状況です。それからKPI、業績評価指標ですが、これ白い段の中で実際に星印がついているもの、

これが49指標ございます。それぞれ一つ一つをもう説明するのはちょっと省略をさせていただきたいと思いますが、星印のほうで御覧になっていただくとおりで、KGIにつきましては9指標中達成をできるという星5つのものが残念ながら1指標、それからKPIにつきましては49指標のうち星印5つの達成しているものについては21指標、全体の43%という状況になっておるといところです。達成状況については以上でございます。

続いて、第2点目、まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂についてということで御報告をさせていただきたいと思います。資料のほうがですね、「第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂についてという形で、1枚ものの資料になっているかと思えます。そもそもですね、この総合戦略ですけれども、宇部市の総合戦略、計画期間が令和2年度から令和6年度までということで、本来であれば、来年度改訂という形になっていこうかと思えます。もしくはその3期目の戦略を策定、更新していくというのが本来の流れでございますが、資料のほう、最初の黒い四角の下に白丸で背景（国の動き）ということでちょっとお示しをさせていただいているのですが、国のほうでは、人口減少の対応というのが危機的な状況ですよというのは、御存じのとおりと思えますけれども、デジタル技術、これをしっかり活用しながら、地方の社会的な課題解決や魅力向上の取組というのをこれまで以上に加速化、深化していくということで、国のほうの総合戦略、これを令和4年12月に令和5年度から5年間、令和9年度までの新たな戦略という形で、デジタル田園都市国家構想総合戦略というものを策定しております。これに伴って、国のほう、各自治体にこの12月に策定した段階で、各自治体の現戦略の改訂、もしくは、更新、これに努めてくれということで、通知をいただいたところでございます。

一方で、次の白丸、人口ビジョンの改訂というところをちょっと御覧になっていただきたいのですけれども、そもそもの総合戦略の土台となる人口ビジョン、これにつきましては、令和2年度の国勢調査、これをベースに、今から、国、県というものが、それぞれの人口ビジョンというものを改訂していくであろうということが想定されております。本市においても、当然、総合戦略、そして人口ビジョン、国県の改訂に合わせて、改訂もしくは更新していくものという認識なわけでございますが、今申し上げましたとおり、人口ビジョンというのがこれから国、県、改訂していくという中で、本市においては、令和6年度にこの人口ビジョンと併せて、総合戦略のほうも改訂していこうということで、協議会の中で報告をさせていただいたものです。

ですので、当初といいますか、もともとの戦略の計画期間と同じ形で、予定どおり令和6年度に、人口ビジョンと併せて戦略についてはちょっと改訂をしていきたいというふうに考えております。

ちなみに、資料の一番下のところ、棒グラフの下にちょっと、注釈的な形で米印を入れて記入させていただいているのですけれども、今回、戦略を令和6年度に改訂していく上では、本来であれば、計画期間等について国のものにならう、もしくは、令和6年度までの第2期を、名前を

変えてという形になろうかと思うのですけれども、今、執行部のほうで考えておるのは、前期実行計画の期間と合わせた形で、期間を延長するような形で、将来的には、総合戦略と総合計画後期実行計画というものを一本化していきたいというふうに考えておるところです。

説明は以上です。

委員長（城美 暁 君） はい。説明は今、終わりましたが、戦略と実績。戦略に対して実績と改訂ということで説明がありました。

どなたか質疑はありますか。

委員（時田 洋輔 君） 簡単に、改訂は令和6年度に作業をして、実施は令和7年度、それとも令和6年度から実施ということですか。

執行部 はい、改訂につきましては、令和6年度、それから実施につきましても、今、宇部市としては、戦略、令和2年から令和6年度までの戦略を令和2年から令和8年までという形で延長するような改訂にしていきたいと思いますので、実施も当然令和6年度からなのですけれども、現実には、予算を伴う形での事業実施という形になろうかと思っておりますので、改訂が終わった後それを踏まえて令和7年度以降の予算要求等にはなっていこうかというふうに考えております。

委員長（城美 暁 君） はい、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で、宇部市地方創生推進協議会の開催状況について、報告は終わりました。

委員長（城美 暁 君） 次に、宇部市史編さん委員会の開催状況について報告したいとの申出がありましたので、これを許可したいと思います。

執行部からの説明を求めます。

執行部 はい。4、報告、宇部市史編さん委員会の開催状況について、市史編さん室から報告いたします。

報告に入る前に、宇部市史編さんのこれまでの経緯を御説明いたします。本市では、市制40周年、60周年記念事業として、原始から昭和60年までの市史編さんをしてきましたが、それから既に40年近くがたちましたので、令和3年の市制施行100周年を契機に市史編さんを行うことにしました。本委員会は昨年度令和4年度に設置され、教育委員会学びの森くすのき・地域文化交流課を事務局としていましたが、市史編さんには、旧楠町との合併をはじめ、ときわ公園や、SDGs未来都市の指定など、市政、経済、産業、文化などあらゆる分野からの視点が必要となることから、令和5年度の組織改編において、市長部局の総合政策部に市史編さん室を新設し、事務局を移管したものです。

それでは、令和5年度の委員会の開催状況について報告いたします。1枚目を御覧ください。

委員長（城美 暁 君） 資料。

執行部 資料4の1。宇部市史編さん委員会名簿ですね。編さん委員は、1枚目の名簿のとおりです。今年度は2回開催しています。5月の第1回は市史編さんにおける基本方針と、大まかな編さん工程を確認しました。

2枚目を御覧ください。2枚目が宇部市史編さん基本方針となっております。

基本方針の主なところとしましては、「2事業期間」で編さん期間はおおむね10年間としました。「3基本方針」(5)で、書籍としての刊行だけでなく、デジタル化し、ウェブ上での公開も行うことにしました。また、「4事業内容」では、宇部市史として、宇部市制100年の歩み、通史編、資料編、旧楠町史の3編を編さんすることとしています。また、「5編さん体制」の(2)編さん委員会の下に、調査執筆などの実務を行う3つの部会を設置することにしました。

次に、3枚目をお願いします。編さん体制のイメージ図です。中段の囲いを御覧ください。市史編さん委員会の下に3つの専門部会を設置し、それぞれの部会長には委員会から、近現代部会は脇委員長、旧楠町史、古代・中世部会は岩本委員、旧楠町史、近世部会は内田副委員長が選任されました。

4枚目を御覧ください。宇部市史編さん事業工程表となります。こちらには3冊のそれぞれのスケジュールを記しています。3冊全ての刊行を終えるのが令和13年としております。

第2回は7月に開催いたしました。資料はありませんけれども、主な内容は、専門部会についてです。専門部会長から、部会委員の候補者として、大学の教授や、山口県文書館の専門研究員などから推薦され、現在候補者に対して承諾の依頼を行っているところで、10月の専門部会設置を目指しているところです。また、市史編さんに関連する歴史資料の提供を広報うべやメディアを活用しながら、市民の皆さんに呼びかけを行っていくことについても確認いたしました。

報告は以上です。

委員長（城美 暁 君） はい、ありがとうございました。

今の報告について質疑等ありますか。

委員（西村 享平 君） 資料には記載はなかったのですが、この委員会とか部会とかが今から結成されるに当たって、予算とか何か、委員会出席するとかかそういう、時間使って調べたりとかというところで何か予算的なものというのが生じたりするのですか。

執行部 今年度は、まず体制を整えるという年にしておりますので、編さん委員の出席報酬だけなのですが、来年度から実質に研究等が始まりますので、部会員等のそういった謝礼等を予算化していきたいと思っております。

以上です。

委員（河崎 運 君） 岩本さんという方は、どのような経歴の方ですか。

執行部 宇部市文化財審議会のメンバーの方で、宝庫とか古代のほうを専門にされているお方

です。

委員（河崎 運 君） もう少し詳しい経歴が分かると。

執行部 はい。岩本先生は、元宇部工業高等専門学校教授でいらっしゃった方です。専門は主に、中世史の、例えば大内文化でありますとか、楠で言えば、荒滝城とか荒滝山頂とかそちらの研究を主にされている方で、宇部市の文化財審議会では、歴史の分野の先生として、議論に加わっていただいている方です。

以上です。

委員（河崎 運 君） はい、分かりました。

今の別の委員の方で内田さんとか脇さんは、宇部日報社で刊行されている書物等を編さんされた経緯があるかと思いますが、どちらの売行きに影響がしたりということで、今回の編さんに関して制限があったりということはちょっと心配されないかなと思うのですが、その辺はいかがか。

執行部 はい。その部分はちょっと私も分かりかねますけれども、宇部市史は、宇部市として市史を書いていただけて、幅広く、また、脇委員長は100年、市制100年を考える上で、今までは通史として、年代で、順に書かれていましたけれども、もっと親しみやすく、皆さんに見てもらいたいので、オムニバス形式にしたいとか、そういうふう読みやすい形で考えていただいているというところです。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 2点ありますけれども、1点は、5日の一般質問で旧楠町の資料が、何かなかなかというような、あったのですけれども、その辺の資料の収集体制とかどのように考えていらっしゃるのか、方法も含めて。というのと、あと、岩本先生が、近代史、昔の、古文書とか、その辺りの、今度から分散ではなくて部会か、部会に分かれてやっていくという中で、きっとこのメンバー、六、七人でやっていくのですか。それだけではなく、やはりそういう専門のほうも入れてやっていかないといけないと思うのですけれども、その辺の体制についての2点をお伺いします。

執行部 まず1つ目の旧楠町史の資料に関しては、委員おっしゃるとおり、当時の楠の役場等の行政文書もほとんど保存されていない状態です。町史自体が今までつくられてきていませんので、本当にゼロからのスタートというところで、資料の提供が本当に大事になってくると思います。今から内田副委員長をはじめ、いろいろな団体の地方史研究会等団体のイベント等の開催時に、そういった資料をお持ちの方にお声掛けをしていくということで、まずは、資料収集に努めたいと考えております。

2番目の古代も、その編さんをしていくというメンバーで、今先ほどもお話ししたように専門部会については、今部会長の方から、いろいろな専門の委員さんの推薦を受けておりますので、

山口県の文書館の職員だったり、大学の助教授であったり、そういったところにお声掛けをして、研究をしていただくようお願いしていきたいと思っております。

以上です。

委員（甲谷 理温 君） 宇部市史編さん事業工程表なのですけども、（１）の市制１００年の歩みだけは執筆の欄がないのですけれども、これ、執筆されているものを集める形ですか。

執行部 資料編のところのお話でしょうか。

委員（甲谷 理温 君） 資料編のほうです。

執行部 資料編に関してはいろいろ出てきた資料をそのまま載せていくというところですので、執筆は、通史編のほうで歴史を書いていくという形になります。

委員（甲谷 理温 君） 資料の冊子という。

執行部 資料編ということです。

以上です。

委員長（城美 暁 君） はい、ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい。では以上で報告は終わりました。

総合政策部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員長（城美 暁 君） 次にまいりたいと思います。

議案第７５号宇部市総合支所設置条例中一部改正の件を議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

執行部 はい、北部総合支所です。

議案第７５号宇部市総合支所設置条例中一部改正の件についてです。これは北部総合支所が宇部市楠総合センターへ移転することに伴い、所要の整備を行うものです。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

執行部 それでは議案第７５号宇部市総合支所設置条例中一部改正の件について御説明いたします。

楠庁舎については、昭和３８年に旧楠町役場の庁舎として整備され、平成１６年の宇部市との合併後は、北部総合支所の庁舎として利用されてきました。一方で、建造から６０年が経過し、施設の老朽化が進み、耐震性もないことから、宇部市公共施設等個別計画に基づき、楠総合センターへの機能移転に向け、これまで準備を進めてきました。

このたび、楠総合センターの事務室の改修等、機能移転に伴う所要の整備が整ったことから、北部総合支所を楠庁舎から楠総合センターに移転することとし、これに伴いまして、宇部市総合支所設置条例第２条第２号位置について、東番田３６５番地１を野田４４２番地１１に改めるも

のです。なお、楠庁舎と楠総合センターの位置関係につきましては、資料を添付しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

また、移転日につきましては、現在のところ、11月6日を予定しておりますが、不測の事態に備え、本条例の施行日は公布の日から2か月を超えない範囲としています。

以上で説明を終わります。審議のほどお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） はい。以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員（重枝 尚治 君） 地元なのでちょっと気になる場所を確認させていただきます。

まず駐車場ですね、新しいところの。来庁者用の駐車場というのは、どの辺を考えていらっしゃるんですか。

執行部 はい。来庁者駐車場、総合センターの正面に約20台程度停めるスペースがあります。裏側に約90台程度停めるスペースもありますので、これらを合計して約100台から120台程度の車を停めるというふうにしております。

以上です。

委員（重枝 尚治 君） 今度、この集約をして地籍調査課とかも皆入ると聞いているのですけれども、ここで業務される職員さんは何名になるのですか。

執行部 はい。今回移転する職員に関しまして、北部総合支所と併せて、地籍調査課、道路整備課、それと農林整備課、合わせて43名となっております。

このうち会計年度職員を含めて43名という状況です。

以上です。

委員（重枝 尚治 君） はい。それで結局、駐車場は今この図に示してある、総合センターの絵でPのところは90台。それで、総合センターの前のほうに20台あるのですけれども、職員も当然停めるスペースが要るし、実際に今度この総合センターのほうは玄関の出入口というのはこの写真が写っているここを中心に来庁者の方が出られると思うのです。ただ、裏のほうからの出入口もありますけれども、当然やはり正面を優先して御案内すると思うのです。

そうするときに、どこに来庁者用の駐車場が要るか、そしてあわせてこれ図が入っていますけれども、今の障害者用のスペースであったりとか、あるいは、総合センターの中に合築してある商工会の関係ですね。その辺があるので、来られた方が、その空いているところに適当に停めるというのではなくて、利便性とかいろいろなことを考えて、やはり分けをきちっと、優先して案内をする。そういう作業が必要だと思うのですけれども、その辺はできていますか。

執行部 はい、職員の駐車場につきましては、原則的には裏側の決められた区画を現在、予定しております。来庁者に関しましては正面を考えておりますが、より明確に分かるような、目印

とか、看板等を立てていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員（重枝 尚治 君） ぜひね、それをやらしてもらわないと。今までの旧施設のような中で使っていた認識というか、動きがあるので、やはりこういうふういきちっと変わったら、少しそういう誘導をするような形も配慮してもらわないと。横の奥のほうに停めてまた前に回ってきたって、必ず利用者のほうから苦情が出るので、できるだけ前もってそうやって先んじて、そういう準備をするということをお願いしたいと思います。

それから、もう1点気づきなのですけども、昨日ちょっと用事があって商工会のほうに行ってみたんですけども、本体工事の関係で長らくの関係もあるかもしれませんが、周りの植え込みの雑草がすごいのですよ。この総合センターの建物。

これ、今映っているところ以外に、裏側のほうにも植え込みがありますけれども、雑草がすごく生えていますので、リニューアルしてオープンするので、その辺も合わせて、一応移転日は11月の6日ですか。それに合わせて、そういう環境整備をされないと。わざわざ雑草だらけの花壇を見せる必要はないですから、ちょっとその辺も合わせてよろしくをお願いします。

以上です。

執行部 11月6日オープンを予定しておりますが、それまでには周辺整備も合わせて、先ほど議員がおっしゃられた雑草の整備も含めてですね、清掃をしていくというふうにしておりますので、ありがとうございます。

委員（重枝 尚治 君） 大丈夫です。考えておるといことで。

委員（河崎 運 君） ちょっと関連してお聞きしますが、私もあまりこの、改装というか、移転に関する内容について、よく存じてなかったのを確認します。

2階のルネッサンスホールというのがありましたよね、観覧できるような場所。あと手前の商工会とか、ここに料金は安く、調理室という形で書いてあるので、そこはそのまま使われるのかなとは思いますが。楠社会福祉協議会は出て行かれたと。楠社会福祉協議会は残っているのですかね。

それらも含めて、この館内、どういうところに移転をされるのかというところが、いま一度、知らない者に教えていただければと思って。

執行部 はい。主に移転先としましては1階を考えております。1階に入りまして左側が行政部分で右側が楠社会福祉協議会、福祉相談窓口、その他子育てサークル、こういったものの組織を入れる予定としております。

以上です。

委員（河崎 運 君） 図面がないと分からないけれども、今まで楠社会福祉協議会がおられたところは行政の区画になって、右側のほうの一部に楠社会福祉協議会が移られる、という

ふうなことです。2階がどうかとか、今の楠社会福祉協議会がおられた正面のところはどの程度行政が入られるかとか、分かりますか。

執行部 はい。すみません、お手元にある図面ございますので、今からちょっとコピーをとってもらおうということでよろしいでしょうか。

委員長（城美 暁 君） はい。

暫時休憩します。

———— 午前11時41分休憩 ————

———— 午前11時44分再開 ————

委員長（城美 暁 君） はい、お手元に資料行きましたでしょうか。大丈夫ですかね。

はい、では委員会を再開いたします。

執行部、資料を基に説明お願い出来ますか。

執行部 はい。それでは今お配りしました資料に基づいて、レイアウトに関して御説明をいたします。

まず行政部分なのですけれども、図の左上、ここが道路整備課の部屋になります。その右隣に、145.8平米。ここに、農林整備課と北部地域振興課の支援チーム、北部地域振興課の一部がここに入ります。その右隣、もともと、社会福祉相談窓口でありましたところに、北部地域振興課が入る予定です。それで、その真下になりますけれども、市民生活課、ここが住民票等発行する窓口の担当課が、そこの入り口を入れてすぐ右側になるのですが、そこに入る予定となっております。隣接して、図の中では、下側になるのですけれども、地籍調査課が入る予定です。下が調理室になっておりますが、その向かい側ですが、ここに子育てサークル、現在、楠庁舎2階にあります、子育てサークルをここに移転するというふうにしております。子育てサークルの上なのですけれども、ここは、福祉なんでも相談窓口の扶老会が入る予定となっております。その上なのですけれども、検査室・準備室というふうに書いてあるところがあると思うのですけれども、そこに楠社会福祉協議会が入る予定と。今、このレイアウトで現在各組織と調整を進めているところです。

以上です。

委員（河崎 運 君） 2階が分からない。

委員長（城美 暁 君） 2階について説明できますか。

執行部 はい。2階に関しましては楠総合センターの貸館部分となっております。主にルネッサンスホール、会議室がそのまま残っている状態です。特に、こちらに関しては、行政の組織が入る予定としてはありません。

以上です。

委員長（城美 暁 君） はい。よろしいですか。

はい。せっかくだから。貸館のほうの受付というのはこれ、市のほうでやられるのですか。

執行部 はい。貸館の業務に関しましては、市の北部地域振興課で行う予定としております。
以上です。

委員（西村 享平 君） 総合支所から総合センターに移転するということで、移転先の、現楠総合センターの残りの耐用年数だったりとか、あと移動したけれども、やはり、何か問題見つかりましたではあれかなと思うのですけれども、移動後、何年とかという、未来予想でいいのですけれども、残りの耐用年数とかというのは何かありますか。

執行部 楠総合センターにつきましては、平成3年、1991年に建造されております。耐震性もありますし、耐用年数が一応50年とされておりますので、残存耐用年数としましては、約18年残っているという状況です。このため、建物の性能としては、良いというふうに評価をいただいております。

以上です。

委員（甲谷 理温 君） 現在の庁舎は解体なのですけれども、その跡地は駐車場整備とか、売却とか、その他予定が決まっているのかなと。

執行部 はい。現庁舎に関しましては、令和7年度に解体をする予定としております。当面は、更地として、地元船木地区の祭りやイベント、催しに活用するという方向で、なろうかと思いますが、将来的な活用に関しましては、現在、船木の自治会等団体と話を進めておりますので、引き続き協議を進めていくという状況です。

以上です。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。はい。

ほかにありますか。よろしいですか。はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第75号宇部市総合支所設置条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

はい。全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査を終わりました。

次ですが、先ほど話しましたが、その他の事項ということになるのですが、ここで一旦委員会を休憩しまして、時間があれば分科会に行こうかなと思っていたのですが、この時間ですので、ここでもう休憩しまして、お昼一番から分科会ということでやらせていただけたらと思います。

では、委員会を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

——— 午前11時56分閉会 ———

令和5年9月11日

総務財政委員会委員長 城 美 暁